

## 鳥取県教育・保育施設における安全対策取組強化支援事業補助金 事務手続きの流れ

### 0. 研修会を開催する

<対象経費は以下のとおり>

謝金、旅費、会場借上げ料、消耗品費、印刷製本費

※消費税及び地方消費税は対象経費に含みません。御注意ください。

### 1. 交付申請書を提出

- ・添付書類: 事業報告書(様式第1号)、収支決算書(様式第2号)、完了報告書(様式第3号)、(別紙)口座振込依頼書、参加者名簿、対象経費の根拠となる書類(領収書の写し等)
- ・提出期限: 令和5年3月20日(月)
- ・提出方法: 下記提出先に郵送、持参又はメール

### 2. 交付決定及び交付額確定通知がメールで届く(原則申請から30日以内)

公印省略しておりますので、PDFデータの通知を、申請書に記載されているご担当者様のメールアドレス宛にお送りします。

### 3. 指定口座に補助金が入金されるのを待つ

支払時期は交付決定及び交付額確定通知をお送りするメールと同時にお知らせします。

※交付申請=実績報告とみなしますので、改めての実績報告書の提出は不要です。

#### 書類提出・問い合わせ先

鳥取県子育て・人財局子育て王国課 施設運営体制強化担当

〔電話〕 0857-26-7868   〔メール〕 kosodate@pref.tottori.lg.jp